

# 取引条件改善に向けた対策の進捗状況

平成29年4月

中小企業庁

# 1. 自主行動計画に関する動き

- 世耕大臣から業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主行動計画の策定と着実な実行を要請**。
- 自動車業界をはじめとして、**8業種21団体**が計画を策定し、公表。（平成29年3月末時点）

| 業種               | 団体名  |
|------------------|--|
| 自動車              | 日本自動車工業会<br>日本自動車部品工業会   |
| 素形材              | 素形材センター等 計9団体  |
| 建設機械             | 日本建設機械工業会  |
| 繊維<br>(2団体連名で策定) | 日本繊維産業連盟<br>繊維産業流通構造改革推進協議会  |
| 電機・情報通信機器        | 電子情報技術産業協会 (JEITA)<br>ビジネス機械・情報システム産業協会 (JBMIA)<br>情報通信ネットワーク産業協会 (CIAJ)<br>日本電機工業会 (JEMA) |
| 情報サービス・ソフトウェア    | 情報サービス産業協会   |
| トラック運送業          | 全日本トラック協会  |
| 建設業              | 日本建設業連合会   |

## 2. 下請ガイドライン

- 平成28年12月の関連する基準、通達の改正を踏まえて、下請ガイドラインを改訂。
- 新たに食品製造業・小売業（豆腐・油揚製造業）も策定し、合計**17業種**に。

### 1. 下請ガイドラインとは？

親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係の構築を図るため、業種の特性に応じて下請法等の具体的な解説を行うとともに、望ましい取引事例を示している。

### 2. 下請ガイドラインを改訂！

基準改正等を踏まえ、合理性を確保した原価低減活動、労務費上昇分の取引対価への反映、現金払いの原則（手形使用時はサイトを短縮）等の内容を反映。

<既存の下請ガイドライン策定業種：16業種>

素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建材・住宅設備産業、金属（旧：鉄鋼）、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作【経済産業省】建設業、トラック運送業【国土交通省】、放送コンテンツ【総務省】

### 3. 新たな下請ガイドライン（食品関係で初！）

新たに「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚製造業～」【農林水産省】を策定。問題となり得る事例と望ましい取引事例11項目を掲載。

### <食品製造業ガイドラインの例>

#### 派遣、役務の提供

##### <問題となり得る事例>

- 小売業者の要請で、特売期間中の店舗での商品陳列のため従業員を派遣したが、派遣費用の支払いがなかった。



##### <望ましい取引事例>

- 小売業者が要請を行う際、派遣費用の支払いはもとより、曜日の選択など要請を受けられるか十分協議の上で決定。

このほか、包材の費用負担、合理的な根拠のない価格決定、物の購入強制等について例示。

また、ガイドラインについて事例をわかりやすく解説した動画を公開。（→QRコード参照）



### 3. 発注側、受注側双方における取組の推進

- 発注側、受注側の双方の業種の担当府省が連携して、取引適正化に向けた対応を実施。

| 取引                         | 主な課題の例  | 主な対応の例  |
|----------------------------|---|---|
| (1)トラック運送業と荷主の取引           | 長時間労働、運賃水準、荷待ち時間等   | ・トラック運送業の下請ガイドラインを改訂予定。<br>・経産省は製造業等の下請ガイドラインに荷主としての適正取引を追記。流通団体に対しては審議官名で協力を要請。  |
| (2)建設業と金属加工業、電線流通業等の取引     | ①支払保留<br>(下請代金の支払いの際、代金の一部を保留される)<br>②電線<br>(製造年と納入年が異なると、返品される)<br>等 | ①支払保留に関連し、建設業法令順守ガイドラインに違反のおそれのある行為事例を追記。<br>②未使用品の電線であれば、通常は新品と同等と考えられる旨を明確化。<br>上記の問題等について、経産省、国交省の局長名で、106の建設業団体に対して要請文書を発出。 |
| (3)食品製造業と小売業の取引(豆腐・油揚げ製造業) | 包材の費用負担、派遣・役務の提供、等  | ・農水省が下請ガイドラインを策定し、農水省・経産省連名で流通団体に対しても周知。  |
| (4)繊維関係業間の取引(小売業含む)        | 歩引き(下請代金の減額)  | ・関係団体*が、歩引き取引の廃止を宣言し、取引先にも協力を要請。経産省の局長名で、小売を含む繊維関係業約4,800社に協力を依頼。<br>*繊維産業流通構造改革推進協議会、日本繊維産業連盟                                  |

関連文書は、中小企業庁のホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.htm>)に掲載。

# 4. 価格交渉サポート事業

- 価格交渉ノウハウを普及するとともに、きめ細かい個別相談（専門家派遣）を実施。

| 事業                     | 内容  |
|------------------------|---|
| (1)価格交渉ハンドブック、事例集      | 16万部を印刷し、全国に周知。   |
| (2)価格交渉サポートセミナー（受講料無料） | 全国で約100回のセミナーを実施。団体や組合等への講師派遣も実施。<br>*28年度は157回。5,119名が参加。85%が「役に立った」と回答。 |
| (3)個別相談（3回まで無償で専門家を派遣） | 下請等の中小企業のご希望に応じ、専門家が訪問して個別相談を実施。<br>*28年度は67社、116回実施。                     |

相談事例 1. 小ロット化した製品の価格交渉

対象製品リストの作成等を支援。

相談事例 2. 金型保管の有償化交渉

保管金型リストの作成、交渉の優先順位、合理的根拠資料の作成等を支援。

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

### 型<sup>\*</sup>を無償で保管・管理させていませんか？



\*ここでは、金型、木型、その他の型を「型」としています。

**⚠ 法令違反となる可能性があります！**  
 量産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させるなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- 発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させていませんか。
- 当初想定していない保管に伴うメンテナンスなどを無償で受注者に行わせていませんか。
- 受注者からの型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担していますか。

↓

### こんな取引を目指しませんか？

- 金型・木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、保管方法や費用負担を明確に定める。
- 親事業者の事情により下請事業者に型の保管を求めている場合には、親事業者が必要な費用を負担する。
- 親事業者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる努力をする。

〈本件に関する問い合わせ先〉 中小企業庁 下請かけこみ番 ☎0120-418-618



(1)の請求（送料負担）

中小企業庁広報冊子のご請求について

(2)、(3)のお申し込みは

価格交渉サポート 電話：0120-735-888（全国中小企業取引振興協会）

## 5. 広報活動

- 全国で説明を実施するとともに、広報活動も積極的に実施。今後も引き続き、様々な機会を捉えて周知・浸透を図る。

| 事業                         | 内容  |
|----------------------------|---|
| (1)説明会等での講師派遣（政策全般、基準改正、等） | 主催団体の要請に応じ、中小企業庁又は経済産業局の職員を講師として派遣。<br>（例）<br>✓自動車産業 13回約1,800名参加<br>✓商工会議所や中央会等 13回約1,650名参加<br>大手自動車部品メーカー 社長、役員等 |
| (2)広報活動                    | 一般紙、テレビ、専門雑誌等の取材依頼に対応中。   |
| (3)下請法講習会                  | 29年度は全国で約500回（1万名程度参加）実施予定。   |



(1)講師の派遣依頼は 中小企業庁 取引課 電話：03-3501-1669

(2)「METIジャーナル」は、[経済産業省HP](#)に掲載。

(3)講習会開催予定は、6月頃、中小企業庁 ホームページに掲載。